

令和3年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

令和3年度 第1回
地方独立行政法人会計基準等研究会

総務省

第1回 研究会（本日）の予定と今後の流れ

1. 会計監査人の監査に係る報告書（監査基準）の改訂（本日審議項目）

独立行政法人の監査基準の改訂を踏まえ、地方独立行政法人の監査報告書の記載事項の明確化や「リスク・アプローチ」の強化について必要な見直しを行う。

2. 会計基準の改訂等（次回以降審議項目）

独立行政法人の会計基準の改訂を踏まえ、地方独立行政法人の「財務報告に関する基本的な指針」の策定を行うとともに、「連結財務諸表の範囲」並びに「行政コスト計算書」について必要な見直しを行う。

3. 今後のスケジュール（案）

時期	監査基準	会計基準
令和3年 秋頃		国立大学法人改訂（予定）
令和3年 冬頃	パブリックコメント、公表	次回研究会開催（予定）
令和4年 4月	適用（予定）	

1. 会計監査人の監査に係る報告書（監査基準）の改訂（本日審議項目）

<主な改訂内容>

項目	改訂の背景	主な改訂概要
①監査報告書の記載内容の明瞭化	<p><u>会計監査人の監査意見に至るプロセスに関する情報提供が不十分であるとの指摘を踏まえ、国際的な監査基準との整合性を確保する観点から、監査報告書の記載内容を明瞭化し、監査の透明性確保や監査報告書の情報価値の向上を図る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「無限定適正意見（財政状態等の全ての重要な点において適正に表示していると認められる場合の会計監査人の意見）」を表明する場合、「監査人の意見」を冒頭に記載することとし、新たに「意見の根拠」を記載することを明記。 ・監事には財務報告プロセスを監視する責任があることを明記。 <p>【第6章第5節第3 無限定適正意見の記載事項（資料2 P13～14）】</p>
②財務諸表以外の情報に係る監査人の役割の明確化	<p><u>財務諸表の表示と財務諸表以外の情報との間に相違があった場合の取扱いが不明確であったことから、監査人の報告すべき事項を明確化し、監査報告書における情報の充実を図る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人が「その他の記載内容（開示書類のうち、財務諸表等と監査報告書を除くもの）」を通読し、財務諸表又は監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか検討し、報告すべき事項がある場合は監査報告書に記載することを明記。 <p>【第6章第5節第6 その他の記載内容（資料2 P15～16）】</p>
③「リスク・アプローチ」の強化	<p><u>重要な虚偽表示のリスクの評価やリスクへの対応に係る手続が不十分との指摘を踏まえ、国際的な監査基準との整合性を確保する観点から、リスク評価の手法を強化し、監査の質の向上を図る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な虚偽表示のリスクの評価において、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを明記。 <p>【第6章第4節第2 監査計画の策定（資料2 P10～11）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長が行った会計上の見積りの方法を評価する際、理事長が採用した手法や用いられた仮定、データを評価する手続が必要であることを明記。 <p>【第6章第4節第3 監査の実施（資料2 P11）】</p>